

第 284 回月例会議事録

- ◎ 日時 2016 年 11 月 22 日(金)10:00～16:30
- ◎ 場所 きゅりあん 6 階 中会議室
- ◎ 出席者 16 名 (法人会員: 13 名 個人会員: 3 名)

1. 報告事項

1) 自己紹介

① 委員長挨拶 企画運営委員長

今後新規入会、再入会会員の予定もあり良い方向に向かっているので、今後も地道に月例会等を推進していきたい。

② 月例会初参加者 テュフ ラインランドジャパン 1 名

2) 定例報告 報告:企画運営委員長

① 第 283 回月例会(東京)及び第7回企画運営委員会の概要説明

月例会議事録をもとに企画運営委員会で審議した内容を補足して概要を説明。

—主な内容—

- a) ロボットワーキング Gr 発足の企画については次回月例会で詳細を説明する予定。
- b) 「Advanced Safety Design」の発信については、遅れる見通し。(詳細は関西月例会議事録参照の事)
- c) 研究テーマに関するアンケートを会員の皆様をお願いしたが、今後会員の声を反映し研究活動を更に活発にやっていきたいと考えているので、ぜひアンケートの回答を今月末までをお願いします。
(アンケート締め切り期日 11 月 30 日)

② 第7回関西月例会・関西委員会活動報告 報告:関西委員

2016 年 11 月に開催された関西月例会(11/11)や関西委員会(11/19)で討議した内容を議事録に沿って説明。

—月例会は下記 3 項目を討議—

- a) 「(増設時)従来設備のコピーしかできない状況なので、この現状を変えたい。」について討議。
・ユーザは設計者(製造者)に“こんなことをしたい”と明確に伝える事が重要。そのためのツールとして安全要求仕様書(チェックシート方式)の活用すれば後始末的な対応がなくなる。
- b) 「管理ができていない自動、手動のセレクトキーの管理方法」について討議。
- c) 「改訂された粉塵防爆に関する規制(ゾーン20, 21, 22)の各社対応」について討議。
・国際整合防爆指針(2015 年)が改訂されたが各社未だできていない。今後も討議を継続。

—委員会討議概要—

「Advanced Safety Design」の問題点を整理して今後の進め方を討議した結果、来年 1 月に報告する

目標で推進する事を決定。また安全要求仕様書の検討については来年度のテーマとして推進する予定。

③ 最新情報トピックス

- ▶ 「向殿安全賞」を TI 安全リスクアドバイザーの石原立憲氏が「現場で容易に適用可能な仕組みによる安全確認型の考案及び普及等」の功績が認められて今年 11 月に受賞。
- ▶ IEC60204-1 Ed.6(発行情報)に対する今後の研究会活動について PR。
 - ・ 2017 年中に解説書として研究会でまとめ、研究成果は月例会等で報告する。
- ▶ 「安全衛生教育及び研修の推進について:「安全衛生教育要綱」改訂(基発 1012 号:局長通達)の発行について PR。
 - ・ 上記基発が 2016 年 10 月 22 日に発行され、「生産技術管理者、設計技術者に対して機械安全教育」が追加されその教育内容が明記された。今後各企業においても生産技術管理者、設計技術者の機械安全教育が促進されると思われるので研究会としてもしっかりと対応する必要がある。

2. 今月度の研究会テーマ

(1)「欧州機械指令と CE マーキング」 報告 テュフ ラインランドジャパン 五十嵐 和浩氏

—説明概要—

欧州指令と CE マーキングの関係と歴史, 機械安全に関わる欧州指令体系, 機械指令と国際規格の関係(機械安全に関わる整合規格の概要、WTO/TBT との関連), CE マーキングと認証の関係(自己認証と第三者認証の必要性), 機械指令対応の注意点(市場監査での不適合時の事例と注意)等について概要説明。

詳細は「資料 284-2-1」を参照の事。

主なポイント

- 1) CE 対象国は 28 개국で自己宣言(欧州指令に適合)により CE マークを付ける。CE マークを付けたものは(技術的)障害がないとして EU 内を自由流通できる。
- 2) 新しい法令枠組(New Legislative Framework: 以下 NLF と称す)によりニューアプローチ指令が強化、改善された。(2008 年 8 月 13 日発効) ⇒事業者の責任明確等
また NLF に合わせ「低電圧指令:2014」や「EMC 指令:2014」「防爆指令:2014」等が整合化される。
- 3) 最近の規制動向では安全だけでなく、色々なエネルギー効率(環境)や化学物質が強化された。
- 4) 機械指令の附属書 I では第 1 項が重要要求事項で、第 2, 3 項は製品毎の個別要求事項になっている。
- 5) EU における法規体系では指令適用は必須、整合規格は任意。
- 6) 機械指令の Annex IV 該当製品は、一般的に第三者認証が必須。
- 7) 危険な製品に関する情報交換システムを RAPEX として毎週金曜日に Weekly レポートを発行している。
ただし、機械に関する情報は少ない。

—意見交換—

・合理的な予見可能な誤使用や意図的な誤使用の定義、事例を整理するのリスクアセスメントを実施する上で参考にできる。

配布資料 1部

- 資料 282-2-1 「欧州機械指令と CE マーキング」 テフ ラインラントジャパン(株)様提供

(2)ISO12100(2010)/ISO14121-1(2007)での危険源・危険事象の関係 教育企画委員会事務局

—説明概要—

昨年度の TC-5(リスクアセスメント研究会)報告を受けて、今後の D-SOSTAP における教育資料としての危険源・危険状態・危険事象の考え方について概要説明。

1) これまで危険源としていた「制御システム」の扱いについて自由討議

今回教育規格委員会の提案として「危険源としての制御システムの危険源を外して危険事象として記述する」内容について意見交換。

意見1:資料に記載されているように制御システムはその不具合により、危険事象を発生させる根源という表現で説明したほうが理解できる。

意見2:危険源の記述は第三者にもわかるようにしたい。

2)その他意見

意見3:危害発生プロセス図(ISO/TR14121-2:2012)で示す機械の危険域とは何か定義を明確にしたい。

配布資料 1部

- 資料 282-2-2 「機械安全の基本安全規格における危険源・危険状態・危険事象の考え方」

3. ご提案・要望・困りごと

要望1: 企業内研修において“ゆとり世代”に対する安全教育の仕方についてアドバイスをお願いします。

A: アセッサ研修だけではなくリスクアセスメント基礎講座を実施したり、企業内で実施している安全講習にプラスαとして機械安全のカリキュラムを追加するなど(対象者の)レベルに合わせた教育を実施するのも効果が期待できる。

要望2: アセッサ研修を受講してから時間が経過してアセッサ研修の内容も変わっている。

フォローアップ研修が必要ではないか。

A: 安全技術普及会でも来年度フォローアップ研修を計画する。

月例会配布・発表資料

資料番号	資料名
284-2-1	「欧州機械指令とCEマーキング」
284-2-2	「機械安全の基本安全規格における危険源・危険状態・危険事象の考え方」